

保全インフォメーションきんき 第151号

【令和3年 6月30日号】

★ も く じ ★

1. 官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）入力時の注意点について
2. 二酸化炭素濃度と換気について
3. 保全に関する相談について

このメールマガジンは、国家機関、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等において、施設管理に携わっておられる方々に、施設保全の最新情報や保全技術等の各種情報をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしております。

本メールマガジンについての御意見、御感想や、当メールマガジンで取り上げて欲しい内容等の御連絡をお待ちしております。頂きました御意見等につきましては、今後のメールマガジンの記事等に反映させていきたいと思っております。

なお、バックナンバーにつきましては、下記HPに掲載しております。

http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki/index.html

保全インフォメーションきんき 編集事務局

■ 営繕部 保全指導・監督室

TEL : 06-6443-1791

Mail : kkr-soudan-hozen@mlit.go.jp

■ 京都営繕事務所

TEL : 075-752-0505

Mail : kkr-soudan-kyoei@mlit.go.jp

1. 官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）入力時の注意点について

このコーナーでは、入力に際して質問が多い事項や、間違いが多い事項をまとめました。
なお、今年度の官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）入力期間は以下のように
なっています。

- ◇第1グループ：最高裁判所、内閣府、法務省、国土交通省、環境省、防衛省
- ◇入力期間：令和3年5月24日（月）から令和3年7月30日（金）まで
- ◆第2グループ；衆議院、参議院、国立国会図書館、会計検査院、人事院、
総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省
- ◆入力期間：令和3年6月7日（月）から令和3年8月13日（金）まで

ログインに関すること

- ・同一ユーザーIDの同時ログインはできません。複数人で同じIDを用いて入力する場合はご注意ください。
- ・30分間本システムを使用しないと自動ログアウトします。こまめに「変更を保存」をお願いします。
- ・ログアウトせずに終了した場合（ブラウザの×ボタンで終了させた、ブラウザの戻るボタンを押した、等）の場合は、30分間ログインできなくなります。

点検の入力に関すること

- ・「建築物の敷地及び構造の点検」は、点検頻度が3年以内ごとです。そのため、前年度が点検をしなくても良い年度であれば、点検していない場合でも「点検している」を選択してください。
また、新築建物は竣工後6年以内に点検を行えば良いため、新築後5年以内は点検未実施でも「点検している」を選択してください
- ・「建築物の昇降機以外の建築設備の点検」は、点検頻度が1年以内ごとです。上記の「建築物の敷地及び構造の点検」の3年以内ごとと混同されている事例が多いので、ご注意ください。
また、新築建物は竣工後2年以内に点検を行えば良いため、新築後1年目は点検未実施でも「点検している」を選択してください

「確認」について

- ・ 保全実態調査の対象外施設（基礎情報のみの施設）を監理されている官署におかれましては、これら施設についても作業が必要です。
- ・ 入力済みの内容を確認いただいて、「報告」タブから、「保全状況確認」にチェックをつけてから「確認」ボタンをクリックすることで、作業完了です。

最後に

- ・ 全ての施設の「報告」と「確認」を終えた後は、BIMMS-N上で、検索条件を指定せずに検索し、全ての施設が「報告済」になっていることを確認してください。

2. 二酸化炭素濃度と換気について

コロナ禍、新しい年度が始まりました。今年度も、保全連絡会議や保全インフォメーションなどにて、お役に立てる情報をお届けする予定です。また、保全インフォメーションでは、皆様方の要望により紙面を構成していくこととしており、毎号最終ページでご質問を受け付けております。疑問や要望等をお知らせいただければ、直接お答えするほか、次号以降で参考となる記事を掲載しますのでご活用ください。

近頃、感染対策として、二酸化炭素濃度のことについて見聞きすることが増えました。二酸化炭素濃度とは「何か？」を、ここでは感染対策とどう関係するかも含め解説します。

空気環境において二酸化炭素濃度は、一般的に基準値の0.1%（1000ppm）では健康に大きな影響はなく、「1-2%で不快感」「3-4%で目まい等」「6%で呼吸困難」「7-10%では数分間で意識不明」の症状がでるとされています。

基準値の0.1%については、「二酸化炭素自体は、少量であれば人体に有害ではないが、1000ppmを超えると倦怠感・頭痛・耳鳴り・息苦しさ等の症状を訴えるものが多くなり、フリッカー値（疲労度の指標：フリッカー値が小さいほど疲労度が高い）の低下も著しいこと等により定められたものである。※1」と言われています。

また、「換気が不十分な居室に相当数の人が居ると、時間とともに空気中の二酸化炭素濃度が増加します。この場合、浮遊粉塵やガス状物質も増加していると考えられ、室内空気環境が全般的に悪化していることを意味します。良好な室内空気環境を維持するためには、1人当たり概ね30m³/h以上の換気量を確保することが必要であるが、室内の二酸化炭素濃度が0.1%以下であれば、この必要換気量が確保されていると見なすことが可能である。※2」とされています。したがって、二酸化炭素濃度の基準値0.1%は、空気清浄度の1つの指標として、換気量が足りているかの目安として使われています。

建築物衛生法の特定建築物（延べ面積3000m²以上の建築物）の二酸化炭素濃度の測定で基準不適な施設が多数報告されています。特定建築物に該当しない建築物は、測定義務が無く詳細は不明ですが、同様の状況であることが推測されます。施設の新築当初は設計上の基準を満足していますが、老朽や維持管理不良などの保全不良、並びに家具・アクリルパーテーション・ビニルカーテン等の什器の設置など、施設の使い方で一部に空気の流れが滞っている（飛沫が滞留している。）ことがあるため、換気的重要性が呼び掛けられています。

つきましては、換気による温度の急激な変化による健康への影響や省エネの観点もありますので、各執務環境に応じた適切な換気に努めるようお願いします。

詳しくは、下記リーフレットをご参照ください。

※1：(財)ビル管理教育センター 建築物環境衛生管理技術者講習会テキスト（1971）より引用

※2：(公財)日本建築衛生管理教育センター 建築物環境衛生管理技術者テキスト（2020）より引用

○ 厚生労働省のリーフレット（換気のヒントの記載があります。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

3. 保全に関する相談について

初めての保全に関する業務、右も左もわからない！ここの法律についてもっと詳しく知りたい！支障がない状態ってどんな状態？？などたくさんの建物に関するお悩み、私たちがお答えします！！

保全指導・監督室、京都営繕事務所では、各省各庁及び自治体などの皆さまから施設の保全に関する御相談（修繕に関するものも含む）を受け付けています。保全業務・建物に関してお困りごとやご質問がございましたら、以下の連絡先まで気軽にご相談ください。

（保全インフォメーションのテーマに取り上げることもあります。）

保全指導・監督室及び京都営繕事務所とも、建築、電気設備及び機械設備の各分野の技術職がおりますので、御相談内容に応じて担当者が対応させていただきます。

保全指導・監督室



【管轄】

大阪府・和歌山県・兵庫県 ただし、大阪府の一部（高槻市・茨木市・枚方市・交野市・三島郡）を除く

〒530-0005
大阪市北区中之島4-1-6
TEL 06-6443-1791
Mail kkr-soudan-hozen@mlit.go.jp

【窓口】
中西、太田



京都営繕事務所



【管轄】

京都府・滋賀県・
福井県・奈良県・
大阪府の一部
（高槻市・茨木市・
枚方市・交野市・
三島郡）

〒606-8395
京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町
34番地12 京都第2地方合同庁舎5F
TEL 075-752-0505
Mail kkr-soudan-kyoei@mlit.go.jp

【担当】
吉岡、西尾